

「電子入札補助アプリ」使用許諾契約書
(エンドユーザーライセンス契約書)

本契約は、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下、JACIC）が頒布する「電子入札補助アプリ」（以下、本ソフトウェア製品）のエンドユーザー（以下、利用者）と JACIC との間に締結される法的な契約書です。

本ソフトウェア製品は、日本国著作権法をはじめとする無体財産権に関する法律等に保護されています。本ソフトウェア製品とは、ネットワークまたは CD 等で提供するコンピュータソフトウェア及びそれに関連したマニュアル等を含みます。

本ソフトウェア製品の利用をもって、利用者は本契約に同意したことになります。本契約に同意できない場合には、本ソフトウェアを利用することはできません。

1. 使用許諾の範囲

利用者が所有もしくは利用する電子入札システムの利用者 PC 複数台に限り、本ソフトウェア製品をインストールして使用することができます。

2. 契約終了時の措置

利用者は、電子入札システムにおいて本ソフトウェア製品を使用する必要がなくなった場合、直ちに次の各号に定める措置を講ずるものとします。

- (1) 本ソフトウェア製品の消去、削除その他の消滅の措置を必ず講ずることとします。
- (2) その他機密保持に必要な措置を必ず講ずることとします。

3. 著作権

本ソフトウェア製品の著作権等の知的財産権は、すべて JACIC に帰属します。

4. その他の権利及び制限

■リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルの制限

利用者は、本ソフトウェア製品をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルすることはできません。

■本ソフトウェア製品の複製等

利用者は、本ソフトウェア製品のバックアップまたは利用者が所有もしくは利用する電子入札システムにおける使用の目的においてのみ、本ソフトウェアを複製することができます。なお、本ソフトウェア製品の内容の一部または全部を改変することはできません。

■本ソフトウェア製品の営利目的の利用

利用者は、本ソフトウェア製品を営利目的で使用することはできません。

■本ソフトウェア製品の二次的使用

利用者は、本ソフトウェア製品の二次的使用はできません。

■本ソフトウェア製品の譲渡等

利用者は、本ソフトウェア製品を第三者に貸与、譲渡、移転、再許諾等すること、パソコン通信などのネットワークで頒布することはできません。

5. 品質保証（保証の範囲）

(1) 本ソフトウェアが付属のマニュアルに従って実質的に作動せず、あるいは本ソフトウェアのダウンロードファイルに欠陥がある場合には、再度、ダウンロードをお試しください。

(2) 本ソフトウェア製品の不具合が、火災、地震、第三者による行為その他事故、利用者の故意もしくは過失、誤用その他異常な条件下での使用において生じた場合には、JACIC は保証の責任を負わないものとします。

(3) 本契約書で明白に許諾されていない権利は、すべて JACIC によって留保されます。

6. 解除

利用者が本契約書に違反した場合、JACIC は本契約を解除することができます。

7. 一般条項

本契約に関する紛争は、訴訟物の価額にしたがい、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属の合意管轄裁判所とします。

以上